○厚生労働省告示第百四号

算 働 に 定 定 厚 処 省 方 生 \Diamond 置 告 法 等 労 示 令 第 及 第 働 和 び 九 大 十三 臣 項 定 元 年 第 義 が 号) 指 九 五. 副 月 号 傷 定 す 第 几 \mathcal{O} 病 る 規 日 名 定 項 病 か 及 第 5 に 院 び 基 厚 適 \mathcal{O} 五. づ 用 生 号 病 す き 労 及 棟 る。 厚 働 75 に 生 お 大 别 ただ 労 臣 け 表 働 る が 19 し、 大 指 療 \mathcal{O} 養 臣 定 規 第三 す 定 に が 別 る 12 要 条 す に 病 基 定 院 る \mathcal{O} づ 規 費 き、 \Diamond \mathcal{O} 定 る 病 用 は 者 厚 棟 \mathcal{O} 生 \mathcal{O} に 額 労 同 ___ お \mathcal{O} 年 部 け 算 働 + を る 大 定 改 療 方 月 臣 正 養 法 が す 日 定 12 平 要 る か \Diamond 成 5 告 す る る 適 傷 示 用 を 費 病 + す 次 年 名 用 厚 る \mathcal{O} \mathcal{O} 生 ょ 額 手 う 労 \mathcal{O} 術

厚生労働大臣 根本 匠

令

和

元

年

九

月

 \equiv

日

が 厚 院 生 別 \mathcal{O} 労 に 病 定 棟 働 大 8 に る 臣 お 者 け が 定 る \mathcal{O} 療 \Diamond 部 養 る 傷 を に 改 要 病 す 名、 正 る す る 費 手 告 用 術 \mathcal{O} 額 処 置 \mathcal{O} 算 等 定 及 方 び 定 法 第 義 副 項 傷 第 病 名 五. 号 及 び \mathcal{O} 規 厚 定 生 12 労 基 働 づ 大 き 臣 厚 が 生 指 労 定 働 す 大 る 病 臣

厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 傷 病 名 手 術 処 置 等 及 び 定 義 副 傷 病 名 \mathcal{O} 部 改

正

第 条 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 傷 病 名 手 術 処 置 等 及 び 定 義 副 傷 病 名 平 成二十 年 厚 生 労 働 省 告示

第

九

+

五.

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

ょ

う

É

改

正

す

る。

					A	正後										各	出福				
番号	疾患コード	ſ	傷病名 ICDコード	;==	手術 区分番号等		·処置等1 区分番号等	手術·処置等2 - 区分番号等	定	義副傷病名 疾患コード	番号(略)	疾患コード	ſ	易病名 ICDコード	ſ	手術 区分番号等	手術	処置等1 区分番号等	手術·処置等2 区分番号等		副傷病名 疾患コード
(暗音) 1952から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ベムブ リスマブ、デナルバ リカスマブ、デュルバ リカスマブ、デュルバ リウムニが整塩、ファンリ ファントレントラニフ コーストレクチニフ ファントレチニフ ファントレチニフ ファンル酸塩、ファテニフ ファンルで ファントレチニフ ファントレチニフ ファントレチニフ ファントレチニフ ファントレクチニフ ファントレクチニフ ファントレクチニフ ファントレクチニフ ファントレクチニフ ファントレクチニフ ファントレク サーフ エアントレク サーフ エアントレク カーツ は 1005 1005 1005 1005 1005 1005 1005 100	(報)	(BŠ)	1962から 1994まで	(職務)	(略)	(略)	(報告)	(路)	(略)	(略)	なし ニボルママブ、 不 ファ 「ロソマブ、 ア ファ 「ロソマブ、 デュンルマ 「ファ ファ ファ 「ファ ファ ファ 「ロチンファ ファ 「一 ファ ファ ファ 「 ファ ファ ファ 「 ファ ファ ファ ファ 「 ファ ファ ファ ファ 「 ファ ファ ファ ファ 「 ファ ファ ファ ファ ファ 「 ファ	(報告)	(略)
(略) 2847から 2860まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ ウステキスマブ、 J041-2: アダリムマ ファベドリズマブ 6005. J045なし (略) アダリムマブ・ベド リズマブ (略) (略)	(略)	(略)	(略) 2847から 2860まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ・ウステキスマブ・リカステキスマブ・J041-2、アダリムマブ・J0605、J045なし (略) 2あり アダリムマブ (概) (概) (概)	(略)	(略)
(略) 3169及び 3170	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場合). インフリキシ マブ. トシリズマ ブ. アダリムマブ <u>ベドリズマブ</u> なし (略)	(略)	(略)	(略) 3169及び 3170	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし、インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場合)、インフリキシ マブ、トシリズマ ブ、アダリムマブな し (略) (略)	(略)	(略)
(略) 3505及び 3506 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン <u>パチシランナト</u> リウムなし	(略)	(略)	(略) 3505及び 3506 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ンなし	(略)	(略)

3831から 3843まで	(略)	(略)	(略)	(商格)	(B§)	(務)	(略)	ラニザー (略) リケラエ・リー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	ファラビン・デュー マー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	(略)	(略)	3831から 3843まで	(醫)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし クラデン ドル を は か	-	(路)
/m/z \						- !		-				(四々)		- :							1 :	
(略) 3920から 3924まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	グロヒ G005, (略)	Jズマブ <u>ラブ</u> Zブ 人ハプト ピン, JO39, JO45なし (略) Jズマブ <u>ラブ</u>	(略)	(略)	(略) 3920から 3924まで	(略)	なし エクリズマブ、人ハ ブトグロビン、 1009、6005、0045な し (略) (略) 2あり エクリズマブ	(略)	(略)						
(略)												(略)										

厚 生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規

定に 基 づ き厚; 生 労 働 大 臣 が 別 12 定 め る 者 \mathcal{O} 部 改 正

第二 \mathcal{O} 条 規 定 12 厚 基づ 生 労 き厚 働 大 生 臣 労 が 働 指 大 定 す 臣 が る 別 病 院 に . 定 \mathcal{O} \Diamond 病 る者 棟 12 お 平 け る 成二十四 療 養 に [年厚生] 要する。 労 費 働 用 省 \mathcal{O} 告 額 示 \mathcal{O} 算定· 第 百 兀 方 + 法 · 号) 第 0) 項 第 部 五. を 号

次

 \bigcirc

表

のように改正する。

	以 以 に を に に に に に に に に に に に に に				农 川恒	
別表				別表		
	薬剤	番号			薬剤	番号
(略)				(略)		
	オラパリブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3697、3698、3708、 3709及び3714			オラパリブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3697、3698、3708、</u> <u>3709及び3714</u>
<u>20</u>	オラパリブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3267から3269まで及び</u> <u>3275から3277まで</u>		<u>20</u>	オラパリブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成30年7月2日に、医	3267から3269まで及び
	オラパリブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	<u>3697、3698、3708、</u> <u>3709及び3714</u>			薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3275から3277まで
(略)				(略)		
<u>39</u>	ベドリズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2864		<u>39</u>	ベドリズマブ(遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限	<u>2864</u>
(略)	おいて記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>2850及び2858</u>		(略)	<u>5.)</u>	

<u>62</u>	ポマリドミド(当該薬剤の添付文書において記載された 効能又は効果及び用法又は用量(令和元年5月22日に、 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承 認された用法又は用量の変更について承認されたものに 限る。)に係るものに限る。)	<u>3877、3885及び3886</u>
<u>63</u>	ロミプロスチム(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3913から3917まで</u>
<u>64</u>	ラムシルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書に おいて記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和 元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規 定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用 量の変更について承認されたものに限る。)に係るもの に限る。)	2701から2703まで、 2708から2710まで、 2713、2715及び2720
<u>65</u>	エヌトレクチニブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	8から10まで、1799、 1871、1872、1949から 1951まで、1969、 1980、1997、1998、 2260、2521から2524まで、2546から2548まで、2588、2607から 2652まで、2701から 2703まで、2729、 2730、2755から2757まで、2763、3017、 3025、3026、3036、3037、3218、3219、3267から3269まで、3551、3552、3573、3591、3592、3697、3698、3719から 3722まで、3832及び 3852から3854まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>66</u>	デフィブロチドナトリウム(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>2931及び2932</u>
<u>67</u>	ラブリズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書に おいて記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和 元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規 定により承認されたものに限る。)に係るものに限 る。)	<u>3924</u>
<u>68</u>	ベペルミノゲン ペルプラスミド (当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法 (平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	<u>2458から2481まで</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規

定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第三条 厚生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 に お け る療 養に 要する費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算定· 方法 第 項第 五. 号

 \mathcal{O} 規定に 基づき厚生労働 大 臣 が 別 12 · 定 8 る者 の 一 部を次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ように改正 する。

	松 旧後								
別表			別表						
	薬剤	番号		薬剤	番号				
1	トラスツズマブ エムタンシン(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。54、61及び68を除き、以下同じ。)において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第1項(旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	(略)	1	トラスツズマブ エムタンシン(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。54及び61を除き、以下同じ。)において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第1項(旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	(略)				
(略)			(略)						
54	ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞(当該薬剤の添付文書(医薬品医療機器等法第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。61 <u>及び68</u> において同じ。)において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法(平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	(略)	54	ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞(当該薬剤の添付文書(医薬品医療機器等法第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。61において同じ。)において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法(平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	(略)				
(略)			(略)						
63	(略)	3913から <u>3918</u> まで	63	(略)	3913から <u>3917</u> まで				
(略)			(略)	•	,				
72	リラグルチド(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書に おいて記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和 元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規 定により、既に承認された用法又は用量の変更について 承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3351から3354まで及び</u> <u>3363から3366まで</u>	(新設)	(新設)	(新設)				

定 12 厚生労働大臣が指定する病院 基づ き厚 生労 働 大 臣 が 別 に 定 の病棟における療養に要する費用の \otimes る者 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す る 件 0 部 額 改 正 の算定方法第一項第五号の規

第 号) 兀 \mathcal{O} 規 条 定 \bigcirc 12 厚 部 基 生 を次 労 づ き厚 働 0 大 ように 生 臣 労 が 働 指 · 改 正 定す 大 臣 する。 る が 別 病 に 院 定 \mathcal{O} \Diamond 病 る者 棟 に \mathcal{O} お ___ け 部 る を改 療 養 に 正 する 要す 件 る 費 **令** 用 和 \mathcal{O} 元 額 年 \mathcal{O} 厚 算 生 定 一労働 方 法 省 第 告 示 項 第 第 九 五.

+

号

	中								
	ವಿ						63		
より、既に承認された効能又は効果及び用法又は用 :	23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に	れた効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月	ボルテゾミブ(当該薬剤の添付文書において記載さ	。)に係るものに限る。)	用法又は用量の変更について承認されたものに限る	項の規定により、既に承認された効能又は効果及び	成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9	いて記載された効能又は効果及び用法又は用量(平	レンバチニブメシル酸塩(当該薬剤の添付文書にお
3870	3858及び					-	9713		
	を								

表改正後欄の別表中

14条第1項の規定により承認されたものに限る。)_に係るものに限る。)_

	<u>69</u>
ボルテゾミブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月	レンバチニブメシル酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)
	<u>2713</u>

		71						70
に係るものに限る。)	14条第1項の規定により承認されたものに限る。)	用量(平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第	文書において記載された効能又は効果及び用法又は	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン(当該薬剤の添付	ものに限る。)	量の変更について承認されたものに限る。)に係る	より、既に承認された効能又は効果及び用法又は用	23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に
		1735					3870	3858及び

に改める。